

令和元年(ワ)第21824号 国家賠償請求事件
原告 デニズ
被告 国

証拠説明書(5)

(甲16~19)

令和3年9月13日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 大橋

毅



号証	標目 原本・写しの別	作成者 作成年月日	立証趣旨
16 1	条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査の拷問禁止委員会の結論及び勧告 (日本)(抜粋) 写し	国際連合拷問禁止委員会 (仮訳者:日弁連) 2007.8.7	2007年時点では、国連の拷問禁止委員会は、入管の処遇規則41条の2に基づく不服申出に関して、理由ありの判定が1件しかされていないとの報告を受け、不服申出制度が機能していない疑いが強いことを憂慮する見解を示しており、現在も不服申出制度は被収容者の処遇を改善する目的を十分に果たしていない可能性が高いこと等
17	自由権規約委員会一般意見20 写し	国際連合自由権規約委員会 (翻訳:日弁連) 1992.4.3	一般的意見20の内容(国連の自由権規約委員会が1992年に公表した一般的意見の20で「委員会は、長期にわたる被拘禁者または受刑者の独居拘禁が、第7条によって禁止されたる行為にあたり得ることに留意する」ものと述べられていること等
18	令和2年9月28日付送付の国連の恣意的拘禁作業部会による意見書に対する日本政府の対応 写し	出入国在留管理庁 2021.3.30	日本国政府が、入管の収容場への収容について、入管法「の定める適正な手続を遵守して適切に行われており、我が国が締結する人権諸条約に抵触するものではな」いとの見解を述べていること等
19	出入国管理統計(2018年版) 写し	出入国在留管理局 2019	2018年末の東日本センター収容者数が325人であること等